

平成28年第3回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 5 月 9 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 行政報告

第 4 議案第 1 号～議案第 4 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久
2番 小坂泰夫
3番 山崎文直
4番 丸山豊
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江
7番 都志今朝一
8番 三澤澄子
9番 大熊恵二
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直
副村長 原茂樹
教育長 征矢鑑
総務課長 堀正弘
地域づくり推進課長 田中俊彦
会計管理者 小澤久人
財務課長 平嶋寛秋
住民環境課長 埋橋嘉彦

健康福祉課長 藤田貞文
子育て支援課長 有賀由起子
産業課長 唐澤孝男
建設水道課長 出羽澤平治
教育次長 藤澤隆
代表監査委員 原浩
教育委員長 三澤久夫

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹
議会事務局次長 松澤さゆり

会議のてんまつ

平成28年5月9日

午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 何かと御多用のことと思いますが、大変御苦労さまです。

ただいまから、平成28年第3回南箕輪村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、加藤泰久議員、2番、小坂泰夫議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

先ほど、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成28年第3回南箕輪村議会臨時会の会期日程ですが、先ほど、議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定いたしましたので報告いたします。

本臨時会に付議された事件は、議案が4件、報告が3件であります。

会期は、本日5月9日限りといたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日5月9日限りに決定いたしました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

本日、平成28年第3回議会臨時会を招集申し上げましたところ、ゴールデンウィーク明けの何かと御多用の中、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

先般、熊本県を中心に地震が発生し、甚大な被害となっております。本震、余震とも震度7という大規模な地震であり、その後も地震が多発しております。お亡くなりになりました皆様方の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。多くの皆さんが避難所生活を余儀なくされており、関連死も出てきて、心配なことであります。一日も早い復興を願ってやみません。

さて、本臨時会は、今回の地震により、長野県町村会より義援金の要請があり、本村分の予定額115万円の補正予算をお願いするのが主なものであります。あわせて、税関係の専決処分3件の御同意をお願いいたします。

原案どおりお認めいただくことをお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） ここで行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号から報告第3号までは、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、3件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で行政報告といたします。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村税条例等の一部改正であり、固定資産税の課税標準額特例措置の追加等が主な改正点であります。この条例のもととなります地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、そのうちの一部が平成28年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項により、南箕輪村税条例等の一部を改正する条例を平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、承認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） では、御説明申し上げます。

この改正は、南箕輪村税条例のもととなります地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、その一部が平成28年4月1日から施行されるため、3月31日に専決処分といたしました。

それでは、南箕輪村税条例等の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

新旧対照表により細部説明を申し上げますので、議案書4ページの新旧対照表をごらんください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせて

いただきます。

最初に、第18条の2、災害等による期限の延長ですけれども、これは行政不服審査法の改正に伴うもので、不服申し立ての文言を審査請求に改正するものです。

次に、第56条、固定資産税の非課税申告の改正と、おめくりをいただきまして、5ページの第59条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告ですけれども、どちらも非課税団体の独立行政法人労働者健康福祉機構が、関係法の改正によりまして、平成28年4月1日から独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合されまして、独立行政法人労働者健康安全機構となることに伴います改正であります。

次に、6ページの附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例に定める割合になりますけれども、これは市町村が固定資産税の償却資産の課税標準の特例割合を自主的により定めることができるわがまち特例に、今回の税制改正で、太陽光や風力発電設備などの特定再生エネルギーにかかわる設備が追加されましたので、これらの課税にかかわります本村の特定割合を定めたものです。

第4項は、下水道の除害施設にかかわるものですが、地方税附則第15条第2項に、第5号が追加されたことにより、号にずれが生じたことから、第6号から第7号に変わるものです。

次に、第6項、法附則第15条第33項第1号イに規定する設備は太陽光による発電設備、次の第7項第1号ロは風力による発電設備、次に、第8項、法附則第15条第33項第2号イに規定する設備は水力による発電設備、第9項第2号ロは地熱による発電設備、次の第10項第2号ハはバイオマスによる発電設備となります。

その特定割合につきましては、いずれも国が示しております標準の割合としております。

おめくりをいただきまして、7ページの第14項、法附則第15条第42号に規定する設備は、都市再生特別措置法で認定されました民間事業者が、医療施設、福祉施設、商業施設等とともに整備しました施設のうち、道路、公園、広場、下水道、緑地等などの公共施設にかかわる課税標準の特例を定めたものです。これも、国が示しております標準の割合としております。

次の第10条の3、新築住宅等にかかわる固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告です。第8項第5号の改正は、住宅の省エネのために熱損失防止改修工事をした場合には、固定資産税の減額措置があるわけですけれども、今回の税制改正により、工事費要件におきまして、国または地方公共団体からの補助金等を充てた部分が除かれることになったことに伴います改正であります。

8ページをお願いいたします。

附則の第5条、たばこ税に関する経過措置の改正ですけれども、8ページから11ページまでは、さきの12月議会でお認めいただきました村税条例のうち、たばこ税の旧3級品に課税する際に読みかえとなる表中の字句が、法改正により変更があったことに伴います改正であります。

最後に、議案書に2ページにお戻りをお願いいたします。

附則でありますけれども、この条例の施行日は平成28年4月1日からとなります。また、あわせまして、固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上、専決処分とさせていただきます南箕輪村税条例等の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村国民健康保険税条例の一部改正であり、課税限度額の引き上げと軽減措置の対象の拡大が主な改正点であります。この条例のもととなります地方税法の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項により、議会の承認をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） では、御説明申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されるため、3月31日に専決処分といたしました。

今回の改正につきましては、保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税の賦課限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げが主なものとなります。

それでは、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

新旧対照表により細部説明を申し上げますので、議案書2ページの新旧対照表をごらんください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に、第2条、課税額の改正ですが、第2項では、医療給付分基礎課税額にかかわりませす課税限度額を現行の52万円から54万円に引き上げるものです。

第3項では、後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を現行の17万円から19万円に引き上げるものです。

次に、第21条、国民健康保険税の減額ですが、これは、低所得者の負担軽減措置の見直しになります。第1項の改正は、先ほど申し上げました課税限度額の改正になります。

おめくりをいただきまして、3ページの第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定

所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を現行の26万円から26万5,000円に引き上げるものです。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を現行の47万円から48万円に引き上げるものです。

次の第23条、国民健康保険税の減免ですけれども、これは昨年12月議会でお認めをいただきました村税条例の減免申請の場合と同じく、減免申請の申請期限を現行の「納期前7日」までから「納期限」までに延長するものです。

最後に、議案の1ページにお戻りをお願いいたします。

附則であります、この条例の施行日は平成28年4月1日からとなります。あわせて、この条例の適用区分について定めております。

以上、専決処分とさせていただきます南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

この改正によります増の部分と減額部分、村においてはどのぐらいの影響金額になるのか、お知らせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 三澤議員の質問にお答えいたします。

今回の改正に伴います影響額ですけれども、初めに、限度額引き上げにかかわる影響でありますけれども、対象となる世帯は28世帯となります。それから、軽減判定の所得の引き上げによります影響ですけれども、2割軽減世帯の方が3世帯、それから5割軽減世帯の方が5世帯あります。それで、全体での影響額ですけれども、限度額の引き上げによります増は約99万円、それから、軽減判定の引き上げによります減のほうですけれども、それが約23万8,000円ということで、これら端数等の処理はありますけれども、全体としましては76万500円の増となることを見込んでおります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この保険のあれが、今度、県の管理というか、そういうふうになんていっていきわけですが、今現在、本村の最高額がお幾らなのかという点の一つ。

それから、滞納しとって、この保険証をお渡しできない、または1カ月しか渡せないというような、そういう世帯が何世帯ぐらいあるのか、おわかりになりましたら御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 現在の最高額ですけれども、改正前の限度額はあわせて85万円、今回、引き上げが4万円ございますので、改正額は89万円になります。

それから、次の質問について、ちょっと手元に資料がございませんので、また後で、調べて報告いたします。

議長（原 悟郎） 住民環境課長、わかりますか。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） 済みません。後ほど、調べて報告させていただきます。

議長（原 悟郎） 今手元に資料がないようですので、後ほど報告させていただくという事です。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、この条例にもととなります地方税法の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、南箕輪村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） では、御説明申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、その一部が平成28年4月1日から施行されるため、3月31日に専決処分といたしました。

それでは、南箕輪村固定資産評価審査委員会等の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

新旧対照表により細部説明を申し上げますので、議案書2ページの新旧対照表をごらんください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に、第12条第1項、議事についての調書の改正ですが、さきの3月議会でお認めいただきました行政不服法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のうち、固定資産評価審査委員会条例関係の改正部分において、改正後の第12条は、もともと改正前の第10条であったものに2条追加して第12条となったわけですけれども、改正後の条文では、前3条のままとなっておりますので、条ずれを起こしておりましたので、その部分を、前3条を第7条から第9条までに言いかえるものです。

次に、おめくりをいただきまして、3ページ、附則の改正です。

さきの行政不服審査法の改正によりまして、審査請求をすることができる期間、審査請求

期間が、現行の60日から3カ月に延長されました。この新行政不服審査法施行に当たりまして、同法に係る部分について、地方税法の改正がありまして、3月議会の改正案の附則の固定資産との経過措置につきましては、固定資産税台帳に登録された価格にかかわる審査の申し出ができる適用区分を、審査の申し出期間の初日が平成28年4月1日以降かどうかで、平成27年分の固定資産税であるか、平成28年分の固定資産税であるかに分けていたわけでありまして、今回の改正で、国より通知がありまして、固定資産税課税台帳に価格を登録した旨を公示した日が平成28年4月1日かそれ以前かによって、改正前の地方税法の適用、つまり公示の日から納税通知書の交付を受けた日以後60日までとなるか、改正後の地方税法の適用、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月となるかの違いが出ることから、その部分を改正するものであります。

なお、本村では、本年度の固定資産税価格の登録公示日は平成28年4月1日としております。

最後に、議案の1ページにお戻りをお願いいたします。

附則であります、この条例の施行日は平成28年4月1日からとなります。

以上、専決処分とさせていただきます南箕輪村固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから、議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第4号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、去る4月14日に発生しました熊本地震の被害に対し、支援の一環といたしまして、長野県町村会を通じまして熊本県町村会へ送る義援金の補正であります。

予備費から調整するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第4号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の細部説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

予算書案の4ページをごらんください。

歳出、3款、民生費、4項1目、0350災害救助事務の26節に、平成28年熊本地震により被災をされました熊本県内の町村を支援するための公費義援金115万円を計上させていただく

ものでございます。

長野県町村会が県内の各町村からの義援金を取りまとめまして、熊本県町村会を通じ、被災をされた町村へお送りをし、被災者支援並びに復旧、復興に役立てていただくものでございます。

金額につきましては、長野県町村会が町村の人口規模に応じまして、目安とした額であります。県全体では、およそ3,000万円となる見込みでございます。

おめくりをいただきまして、14款、予備費で、歳入歳出調整をさせていただき、歳入歳出の総額に変更はございません。

以上で、細部説明を終わります。

議 長（原 悟郎） これから、議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

町村会でまとめて出していただくということで、これはこれで結構だと思いますけれども、この熊本の地震の様子を見てますと、本当に思いも寄らないというか、今まで予想していなかった7が2回来たということと、あと、ずっと揺れているということで、すごい混乱をしている様子がわかるわけですが、すぐに、やっぱりもう少し支援の体制が早くできないのかということですよ。それぞれで、防災の水や食料なんかも一定のものを持っていると思うんですけれども、市のレベルでは確か供出したような気がするんですけど、そこら辺が、そういうふうに入れの体制もないのかどうかということもあるんですけど、ないものがすぐわかるわけで、いったん保管しているものを全部で出していくようなことを必要じゃないかなというふうに思います。

それで、あと、避難所になっている公共施設も、もう使えない様子、あちこちにあるわけですが、そういう中で、もう仮設もすぐにできないということの中で、車の中でたくさん待機されている方が、もう二次被害というか、そういう方が数多く出ているんですけど、そういうことに対して、提案している人は、やはり、例えば、行政で、各行政で、トレーラーハウスみたいなものを、例えば、キャンプ場や何かに置いて、置ける場所にはそういうのを置いて、一斉にそういうのを持っていくというような提案がなされたんですけど、これからはそういうことを検討していくことも必要じゃないかと思うんですけれども、その点と。

それから、あと、やっぱり村全体が、この前の議会でもお聞きしましたけれども、やっぱり耐震も含めて、改めて、避難所の体制とか。この前の防災講演会にお聞きしたときに、やはり、それぞれが自分の命を守るにはどうするかというような意識を持つことが大事だという講演も受けたわけですが、そのことも含めて、やはりもう一度、防災、この地震は本当に一番怖いものでありますので、村全体としてどういうふうな体制をとっていくのかというのを確認する必要があると思うんですけれど、その点をお願いしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 総務課長。

総務課長（堀 正弘） ただいまの御質問であります、最初に支援物資の関係であります。

御指摘のとおり、こちら報道でしか情報はないわけですが、受け入れ体制の問題等々も非常に報道されております。長野県内でも、県が主導をとりまして、すぐに各市町村

で支援物資、出せるものは何があるのかという調査が参りました。それを受けて、うちでも、飲料水、あるいは食料、これだけ出せますという情報は提供しております。その中で、やはり全国から物資が集まっているということの中から、県のほうで調整して、伊那市と駒ヶ根市かな、出せる分をとりあえず積み込んで発送したと。残り、各町村がこれだけ出せますという分については、二次、あるいは三次の応援として、今、とりあえず待機してくださいという状況でありますので、村でも、確保してあるものについては提供できますという情報は既に提出はしてあります。

それから、続きまして、避難所の関係、今、トレーラーハウス等を用意するというような考え方もあるということでした。この辺は、広域的な対応としてどう考えるかということが、非常にこれから重要になってくると思います。一つの自治体だけで避難所をどうするかと考えていても、この辺も、伊那谷断層に絡んだ地震については非常に広域的な被害が発生するということも考えられますので、この辺は少し広い目で、視野で、広域的な連携、県外の自治体との関係も含めて、ある程度、今後の課題として見えてきたのかなというふうに考えておりますので、これから検討ということかと思えます。

村内の避難所の状況であります。現状では、各地区の公民館、それから、大きなところでは村の体育館、上農体育館、信大の体育館等々の大きなところは、一応避難所としては指定してはあります。ただ、どの程度の避難者が出るかということにもありますし、それぞれの御家庭の状況で、例えば、ペットがいるとか、あるいはそういう関係で、大きなところで一緒に避難生活をするのは困難だということから、自動車での、自家用車での避難生活を選んでいらっしゃるという方もいらっしゃいます。村でも、これまでの防災訓練の中で、ペットを連れていらっしゃる方々はどうやって避難していただくかということも、検討してきている経過はありますので、今後さらに、またこういった新たな形の震災、この熊本地震もそうだったと思います。こうしたところを受けながら、また新たな対策を考えていかなければいけないという課題が今見えてきたというふうに捉えております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑は。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 山崎です。

この115万円については異論はないところでありますが、今回の場合、県の町村会から割り当てられたということなんですが、村としては、村の人口、県内で一番大きいわけですが、全体の町村会の中では、村は多いほうなのかどうかというのをちょっとお聞きしたいなということと。

今回の場合、今、総務課長の説明がありました、一時的な、伊那、駒ヶ根から物資等をしたんですが、人的な支援という部分について、町村としてはそれぞれ規模が小さいわけですから、県の町村会や何かで、人的な支援を、例えば、各自治体から2人ずつ、幾日行くとか、そういうような検討がされているのかどうかという部分も、わかりましたらお聞かせいただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 義援金につきましては、県の町村会の部分で、人口で決められて

きたところであります。2万人以上、それから1万5,000人以上2万人未満、1万人以上1万5,000人未満というような、それより小さな町村につきましては5,000人未満から5,000人から1万未満というような、そういう区分でありますので、本村の場合は3番目ということになります。区分の中に4町村あります。2万人以上が2町であります。1万5,000人から2万人未満が4町村であります。人口の部分でいきますと、本村の場合は58町村の中で5番目であります。

それから、人的支援の問題であります。

県のほうからも、人的支援出せるところはというような、そんなお話もあるところであります。本村でも、いろんな検討はさせていただきまされたけれども、現状の人員の中でというのはなかなか難しいという面がありますので、状況に応じて、また考えていきたいなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

県全体では3,000万ということのようですが、今朝のある新聞を読みますと、この熊本の地震が発生して、もう少しで1カ月になろうとしているわけですが、ふるさと納税が8億円というふうに、これは見返りを求めない、ふるさと納税が8億円集まったという記事がございました。元来、ふるさと納税は原点に戻るべきだという、その記事の内容の趣旨でありましたが、ふるさと納税でいただいた品物をインターネットで売買する、本来の姿ではないと、こういう指摘もありまして、熊本に対して、今回の地震に対して、見返りを求めないふるさと納税が8億あったというようなことで、大変、こういうふるさと納税は、本来あるべき姿だと、日本人の心だと、こういう記事がありましたので申し上げておきたいと思います。

本当に、開会のきょう、村長の御挨拶の中でも、本当に、熊本地震の大変さというのが伝わってくるわけですけど、昨日までに1,338回だったですか、1,338回ですね、震度1以上の余震も含めて、地震を感じているのが、非常に、これでもか、これでもかという大きな揺れが来て、本当に心が折れそうな、もし本村がそういう状況になったら、これ、大丈夫かな。私自身を考えたときに、もう心が折れて、立ち直る勇気すら失われていくのではないかと、そんな思いもするような地震であります。

さかのぼってみますと、大正12年に、関東大震災と、これが防災の日として、9月1日にいつも年間の大きな計画の中に入っているわけですが、このときの亡くなった方が10万5,000人というふうに記録には残っておるわけです。もう、関東大震災から93年が経過して、もうじき100年と、こういうことになるわけであります。阪神淡路から21年、これが平成に入ってからですが、このときの死者が6,300人。それから、つい5年ほど前にありました東日本、これは戦後最大の、戦後70年、戦後最大の地震だという、災害だということですが、確認された死者が1万3,000人、それで行方不明の方が1万5,000人ぐらいと、2万8,000人ぐらいが、行方不明者も含めて、大きな地震があったということであります。

県内においても、2年前ですか、北部地震、白馬、小谷、そこでも大きな地震がりましたが、ここでは白馬村が、自主防災機能を常日ごろから発揮しとって、死者が誰も出なかつ

たというような報道も大きくされているわけであります。

本村の場合、この人口が、今、おかげさまでふえているわけですが、そのふえている理由の一つの中に、災害の少ない村と言われております。今度、村で作成いたしました第5次総合計画の中にも、これに対応すべく、手をこれから打っていかなくてはならないということになっておるわけですが、ここで、先日発表されました災害時の業務計画、いわゆる行政としてどう対応していくのかという中で、長野県は非常に下から数え4番目というぐらいに、まだこの計画が進んでおらない。県では、既に1万人、人口1万人以下の自治体に対しては、そういう勉強会、指導、そういったものを行ってきているわけですが、なかなか人手不足もあり、それから、その防災のために専従の職員を張りつけるということに、非常に人的に無理があるというようなことで、なかなか長野県内は進んでおらないと。町村数でいきますと、北海道が一番、町村数が多いわけですが、北海道に次いで町村数の数が多いのが長野県であります。

そういう中で、先日も、委員会の課のヒアリングで、今年度は発電機ですか、これを、確か総務課長からそういうお話を聞いたと思いましたが、発電機の更新をしていくと。これもその中に入るわけですが、この中で、計画、業務計画、こういったことが、国、県とあわせて進めてまいりますという文言に、この第5次総合計画の中にも書いてあるわけです。具体性が全くないわけであります。それで、このBCPについて、これは10年、この第5次は10年ですけれど、その前半の5年で、これはやりますということになっているわけですが、このBCPについて、どういうお考えを持っているか、お聞かせをいただければと思います。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 熊本地震に関連しまして、さまざまといたしますか、いろんな御質問もありました。

ふるさと納税の部分につきましては、まさにそれが本来のふるさと納税だろうというふうに私自身は思っております。そんなことは御理解をいただきながら、お願いをしたいと思っております。この辺はそういう考え方で固持をしてみりましたんで、若干、本村の場合はおくれたしまったという面もあるわけであります。

それから、業務の継続計画、BCPであります。これにつきましては、今回の地震で、さらにその重要性というのが再認識されてきたのかなというふうに思っております。前々から、この業務継続計画というのは必要であるという、そういう認識は持っております、その検討は始めておるところであります。それ以前に、まずは初動対応マニュアルというのを作りました。これは完全にできております。どう対応して、どうしていくのかという、これをまず作りまして、その後、このBCPにつきましてはの検討を今始めておるところであります。総合計画の中にもありますので、5年待たずにつくっていかなければならないということでもあります。この中で、下水道は既にできております。ただ、ほかの業務、まだこれからということでもありますので、この辺は精力的に進めていかなければならないというふうに考えております。

御質問にありましたように、本当に今の現状の職員の中でやらざるを得ないということで、人的な部分、若干無理があるのかなという思いもしておりますけれども、そうはいつでも、大切なことでもありますので、この辺につきましては精力的に進めてまいりたいというふうに

考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 9 番、大熊です。

長野県では、7市町のみと、村はどこもないわけですが、長野市、松本市、岡谷市、須坂市、東御市、安曇野市、それから、町では軽井沢町だけがつくっているということでもあります。この地域防災計画に盛り込む形でつくっているということですが、鳥取県は100%できていると。北海道は日本一町村数が多いわけですが、90.5%と。東京が69.4%と。長野県は9.1%ということで、ぜひ1万人を超える村として、県内でもトップで名乗り出てほしいなと、こんな思いもするところでもあります。

それで、この中で、特に民間では、そういう災害が起きたときにどうなのかという場合は、東京に本社がある場合は、この大阪につくっておくとか、それから、長野県につくっておくとか、そういう形であるわけですが、時系列で、例えば、村長が万が一これに対応できない場合は、その次に誰がやるんだと。仮に副村長だとすれば、副村長が対応できないときには誰がやるんだと、いや、総務課長がやるのかと、その3番目ぐらいを絶えずそういう時系列で決めておくことが大事だと言われております。それと、消防団がどういうふうに時系列で動いたらいいのか。そして、都会においては、鉄道ということがありますが、こういうローカルにおいては、インフラ整備で、道路の問題等があります。それから、電力会社と対応するにはどうしたらいいのかというような、各組織の見える化、要するに透明化というんですか、見える化。

これで、非常に進んでいるということで、大きく何年か前に言われたのが、アメリカで、2012年の10月だという報道がありますが、東海岸を襲ったハリケーンで、サンデーというハリケーンが来たわけですが、その上陸の3日前に、ニューヨーク州の知事や市長らがタイムラインに基づいて、入院患者の避難をやったと。それから、鉄道の運行停止を早目に手を打ったということで、災害を見越して対応を行ったことが非常によかったと。やはり、このBCPの対応がニューヨークではできたと、こういう報道があるわけですが。

そんな中で、ぜひ時系列も考えながら、それから、本村でも、この第5次総合計画の中にきちんと文言で載っておりますので、非常に安心はするわけですが、これをより見える化、具体化、どうかそれらを一步進めていただきたいと思います。と思っております。

今、7市町ですが、そこに本村が入れば8市町村となるわけで、どうかそんな点も含めて、もう一度、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） いろいろお話がありましたけれども、特に災害にもいろいろな種類があります。地震というのは本当に予知できないという、こういう面であります。豪雨災害だとか、いろんなそういう災害につきましては、事前に手を打つことができるという面もあるかと思っております。その辺は、そういったことはよりの確に判断してまいりたいというふうに思っております。

また、業務継続計画につきましては、今御質問がありましたように、時系列でどうしていくのか、見える化をどうしていくのか、この辺は、しっかりと総合的に検討しながら対応を

してまいりたいというふうに思っております。8番目になれるのかどうかということは、確約はできませんけれども、できるだけ早期にそういった精力的にできるように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

議案第4号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第4号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 慎重な御審議をいただく中で、全議案お認めをいただきまして、ありがとうございました。

災害関連が中心となりました臨時会であります。

特に、地震というのは、突然私たちを襲ってまいります。本当に恐ろしいことでもあります。地震を防ぐこと、このことはできませんが、大切なことは、常に地震に対する意識を村民一人一人が持つということ、そして備えをしていくということ、こういったことが大切だろうというふうに思っております。住民意識の向上に努力をしてみたいと思います。と同時に、行政として何ができるのか、こういうことも検討していかなければならないというふうに思います。

業務継続計画のお話も出ました。精力的にまた検討してまいります。よろしく願いいたします。

平成28年度がスタートして1カ月余が経過いたしました。本年度の事業着手に向けまして準備を進めておるところであります。ほぼ順調な推進ができておるのかなというふうには思っておるところであります。また、同時に、今月が平成27年度の出納閉鎖の時期であります。万全を期しておるところであります。本年度は、特に大型事業が集中して、大変な年度となっておりますので、議員各位の御協力もお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことに、お礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 先ほどの国民健康保険税の質問に対して、平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 先ほどの国保税の滞納の御質問でございます。

今現在の国保税の滞納でありますけれど、372人というか、372世帯で、滞納額が4,613万7,518円となっております。また、あと、短期保険証の発行している世帯でありますけれども、149世帯となっております。

以上です。

議長（原 悟郎） これをもちまして、平成28年第3回南箕輪村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議 長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午前10時00分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員